平成30年度第2回大阪府立弥生文化博物館指定管理者評価委員会

議事要旨

１　日　　時　　平成31年2月5日（火）14時～16時30分

２　場　　所　　大阪府立弥生文化博物館　１階会議室

３　出席委員　　伊藤委員、奥村委員、高井委員、團委員

４　議事内容 平成30年度指定管理運営業務の評価について

【主な意見】

○Ⅰ-(1)「施設の設置目的および管理運営方針」について、大学・企業・ＮＰＯ法人との協働事業の内容、グループ化による効率的・効果的事業の内容等、具体的に記載すべき。また、調査研究による最新の成果の発信については、展覧会自体が発信の場であり図録刊行が目的ではないことを明記すべき。

　　⇒事務局：追記・修正を行う。

○Ⅰ-(1)「施設の設置目的および管理運営方針」について、指定管理者と施設所管課の評価が異なっていることから、施設所管課の評価理由を明記すべき。

　　⇒事務局：追記・修正を行う。

○Ⅰ-(3)「利用者の増加を図るための具体的手法・効果」について、木曜大学の開催数ではなく参加人数を評価すべき。

　　⇒事務局：追記・修正を行う。

○Ⅰ-(3)「利用者の増加を図るための具体的手法・効果」について、館外利用者の人数は他館の協力が必要となり不確定要素が多い。適切な評価基準を検討すべき。

　　⇒事務局：「評価委員会の指摘・提言」として記載のうえ、今後の対応方針においても検討課題とする。

○Ⅰ-(4) 「サービスの向上を図るための具体的手法・効果」について、ホームページアクセス件数は、年度末時点の最終的な数値が出てから評価すべき。

⇒事務局：年度末時点の状況を踏まえた評価とする。

○Ⅰ-(7) 「施設及び資料の維持管理の内容、的確性」について、天災を除き無事故で適切に維持・管理ができたのなら積極的に評価できる。しっかり対応できたことを明記し、施設所管課評価はAとなっているが、S評価とすべきである。

⇒事務局：追記・修正を行う。

○Ⅱ-(1)「利用者満足度調査等」について、利用者意見を館運営へ反映した具体的事例は評価ではなく事実として記すべき。

⇒事務局：追記・修正を行う。

○全体的に、各項目に対して適切な角度から評価できているのか、参加者数か実施回数かといった評価の指標を考え直す必要はあるのではないか。また、評価内容を記載する箇所、資料、個々の評価内容をもう一度考え、作り直す必要がある。

○対応方針について、館外利用者数の評価基準は、そもそも評価基準として適切なのかも含め見直しが必要である。

【今後の進め方】

「評価票」及び「改善のための対応方針」について、意見を踏まえて事務局で追記修正を行い、委員長の確認を得たうえで各委員に報告する。